

## 吹田市電力の調達に係る環境配慮方針

### 1 目的

本方針は、本市が電力の調達を実施する際に、可能な限り再エネ比率の高い電力を調達することとし、これにより、市民や事業者に対し再エネ比率の高い電力の調達を促すとともに、小売電気事業者が再エネ比率の高い電気を供給する等の環境配慮の促進をもって、再生可能エネルギーの導入拡大を創出することを目的とする。

### 2 基本事項

調達する電力の再エネ比率は100%とする。

### 3 適用範囲

この方針は、全ての公共施設で使用する電力を調達する際に適用する。

### 4 契約締結実績の公表

- (1) 本方針に基づき契約締結した実績は、環境政策室がとりまとめを行い、その概要を公表するものとする。
- (2) 公表にあたっては、市民に対して必要な情報の提供に努めることで、環境に配慮した小売電気事業者からの電力の調達を促すものとする。

### 5 事務処理

本方針に係る事務処理等は、環境政策室において行う。

### 6 その他

再エネ比率100%の電力調達が困難な場合、40%を下回らない範囲で再エネ比率の条件を設定する。

なお、その条件においても電力調達が困難な場合には、安定供給の確保のため、再エネ比率の条件なく電力を調達できるものとするが、可能な限り早期に、環境に配慮した電力を調達できるよう努めるものとする。

### 附則

- この方針は、平成29年2月8日から施行する。  
この方針は、平成30年3月19日から施行する。  
この方針は、平成31年3月7日から施行する。  
この方針は、令和2年3月17日から施行する。  
この方針は、令和3年3月10日から施行する。  
この方針は、令和4年3月24日から施行する。  
この方針は、令和5年5月8日から施行する。  
この方針は、令和7年3月14日から施行する。